

政府統計共同利用システム基本規程

平成 20 年 3 月 31 日

統計調査等業務最適化推進協議会決定

平成 25 年 2 月 7 日改定

平成 30 年 1 月 4 日改定

(基本規程の目的)

第 1 条 政府統計共同利用システム基本規程（以下「本規程」という。）は、政府統計共同利用システムの運営に関する原則を定めるとともに、同システムの運営に係る関係機関の相互関係を明らかにし、及び関係機関が遵守すべき事項を明らかにすることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「政府統計共同利用システム」とは、下表に掲げるサブシステムで構成する「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下「最適化計画」という。）に基づき整備された各府省共同利用型システムであり、本規程に定める運用管理機関が運用管理するシステムをいう。

表 政府統計共同利用システムを構成するサブシステム

サブシステム名	機能の概要
標準地域コード管理システム	市区町村の廃置分合等情報、名称変更情報及び境界変更情報並びに法令で定める市の区分及び標準地域コードを管理し、統計調査時点その他任意の時点における市区町村及び各時点の変遷を把握するための機能を備える。
事業所母集団データベース	各府省が行う事業所・企業を対象とする各種統計調査のための母集団情報を整備し、各府省の申請に基づきこれを各府省に対し提供するとともに、各府省が行う標本抽出の処理及び調査対象者の重複是正を支援し、各府省が実施した統計調査の調査履歴を管理するための機能を備える。
調査項目データベース	基幹統計調査に用いる調査項目及び調査票情報を収録し、調査項目の定義情報等のメタデータを検索するためのシステムとして、調査項目メタデータ管理機能、調査票情報管理機能及び調査項目・調査票情報提供機能を備える。
政府統計オンライン調査総合窓口（オンライン調査システム）	政府等において行われる国民、企業等を対象とする各種の統計調査（国の行政機関及び地方公共団体を主に対象とする統計調査を除く。）について、現行の調査方式（調査員調査、郵送調査等）と併用又は代替が可能なオンライン調査に用いる各府省共同利用型のシステムとして各種機能を備える。
調査員管理システム	調査員の情報の管理等を行うシステムとして各種機能を備える。
認証システム	政府統計共同利用システムにおける認証機能及び認証に必要な情報の管理を一元的に行う共通のシステムとして各種機能を備える。
統計表管理システム	利用機関が公表する統計表について、当該統計表に係るスプレッドシ

サブシステム名	機能の概要
	ート等のファイルを一元的に蓄積、管理し、政府統計の総合窓口(e-Stat)及び各府省のホームページを通じて一般利用者に提供するシステムとして、提供分類設定機能、統計表管理機能、統計表一覧ダウンロード機能等の機能を備える。
統計情報データベース	基幹統計等を一元的にデータベース化し、インターネットを通じ、統計表検索、データ抽出、統計表表示、グラフ作成、データのダウンロード等の機能を一般利用者に提供できるシステムとして、統計表情報管理機能、データベーステーブル作成機能、統計情報データベース管理機能等の機能を備える。
地域統計分析システム	都道府県及び市区町村について、統計データによる時系列表示や地域間比較等の地域分析、地域の特性の把握をインターネット上で行えるシステムとして、提供機能を備える。
統計地理情報システム	各種の統計情報を地図上に表示することによって統計情報の地理的な表示、分析を可能にするシステムとして、提供機能を備える。
統計分類データベース	「日本標準産業分類」、「日本標準職業分類」及び「日本標準商品分類」並びに「疾病、傷害及び死因分類」、「疾病分類」及び「死因分類」等を検索することを目的とする知識共有型データベースとして、提供機能及びデータ管理機能を備える。
政府統計の総合窓口(e-Stat)	政府統計に係る情報提供体系の総合的な窓口(ポータルサイト)として、一般利用者に分かりやすい分類に整理した各種のコンテンツで構成するほか、アンケート機能、ユーザ認証機能、マイページ機能等の機能を備える。
利用機関総合窓口(業務ポータルサイト)	政府共通ネットワーク及び総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて政府統計共同利用システムの各システムを利用する利用機関、地方公共団体等の利用者に対する総合的な窓口として、ポータル機能及び掲示板機能を備える。

二 「政府統計共同利用センター」とは、運用管理機関が、第一号の表に掲げる「政府統計共同利用システム」の各サブシステムの各種情報、機能等について、通信ネットワークを通じて利用機関、地方公共団体、国民、企業等に提供するための施設等をいう。

三 「サービス」とは、運用管理機関が行う、第一号の表に掲げるサブシステムによる各種情報及び機能の提供、提供する情報のメンテナンス、利用機関等利用者への支援、政府統計共同利用センターの保守・運用その他必要な作業等を一体として実施することをいう。

四 「運用管理機関」とは、政府統計共同利用システムの運用管理全般(サービスの提供、政府統計共同利用センターの保守・運用等)を行う機関をいう。

五 「利用機関」とは、次の①又は②に該当する機関をいう。

① 構成府省 「統計調査等業務最適化推進協議会について」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の2の構成員に掲げる府省

② 承認機関 ①を除く政府共通ネットワークの利用機関、総合行政ネットワークの参加団体及び広域的なネットワークを介して政府共通ネットワークと接続することが認められている国の機関で、政府統計共同利用システムの利用料金を負担して利用機関となることについて統計調査等業務最適化推進協議会(以下「協議会」という。)の承認を得た機関

六 「政府統計共同利用システムサービス提供約款」とは、運用管理機関と利用機関との契約を締

結するに当たり必要となる、運用管理機関が提供するサービスの内容を示した約款である。

七 「利用料金」とは、政府統計共同利用システムによるサービスを利用するための料金をいう。

(運用管理機関)

第3条 運用管理機関は、最適化計画に基づき、独立行政法人統計センターとする。

(運営に係る費用)

第4条 政府統計共同利用システムの運営に係る費用は、構成府省及び承認機関が負担する利用料金等により措置する。

2 構成府省の利用料金は、協議会において定める。

3 承認機関の利用料金は、協議会の意見を踏まえて、運用管理機関において定める。

(構成府省におけるサービスの利用)

第5条 構成府省は、政府統計共同利用システムサービス提供約款に掲げる運用管理機関が提供するサービスを受けることができる。

2 構成府省における政府統計共同利用システムの利用に当たっては、総務省が運用管理機関との間で一括して政府統計共同利用システムサービス提供約款に掲げる事項を主たる内容とする契約を締結するものとする。

政府統計共同利用システムサービス提供約款の内容を定め、又は改定する場合は、必要に応じ、あらかじめ協議会の下で必要な調整を行うものとする。

(承認機関におけるサービスの利用)

第6条 第2条の五の②に規定する機関が、運用管理機関が提供するサービスの利用を開始しようとする場合は、あらかじめ協議会の議長に文書で申し出なければならない。

2 協議会の議長は、前項の申出があったときは、当該申出に対する承認の可否について、協議会に諮り、承認を受けなければならない。

3 承認機関が、運用管理機関が提供するサービスの利用を開始するに当たっては、あらかじめ運用管理機関との間で契約を締結しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、承認機関が利用機関サービスの利用をやめようとする場合について準用する。

(情報セキュリティ確保の原則)

第7条 運用管理機関は、政府統計共同利用システムの情報セキュリティを確保するため、「政府機関の情報セキュリティ対策の強化に関する基本方針（平成17年9月15日情報セキュリティ政策会議決定）」に基づき策定される政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群、運用管理機関の情報セキュリティポリシーその他の別途定める情報セキュリティに係る規程等に基づき、秘密の保持その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 各利用機関は、政府統計共同利用システムの各機能を利用するに当たっては、利用機関が遵守すべき事項を定めた同システムの情報セキュリティに係る規程類、各利用機関の情報セキュリティポ

リシー等に基づき、情報セキュリティを確保するための適切な対応を行うものとする。

(相互協調の原則)

第8条 各利用機関及び運用管理機関は、政府統計共同利用システムの円滑かつ適切な運用を図るため、運用管理上必要な連絡、緊急時の迅速な対応等について相互に協調しなければならない。

(運用管理機関の責務)

第9条 運用管理機関は、政府統計共同利用システムサービス提供約款に掲げる各種サービスの提供その他実施することとされている業務を円滑に行わなければならない。

2 運用管理機関は、政府統計共同利用システムの運用管理の適正かつ円滑な実施を図るため、第7条第1項に定める情報セキュリティに係る規程等のほか、運用管理機関及び利用機関が遵守すべき必要な規程類(同システムの運用管理又は利用に必要な手順書等を含む。以下同じ。)の整備を行うとともに、これらの規程類を遵守して運用管理を行わなければならない。

運用管理機関が整備する規程類のうち、利用機関が遵守すべき事項を定めるものについては、あらかじめ協議会の下に必要な調整を行うものとする。これらの規程類を改定する場合も同様とする。

3 運用管理機関は、政府統計共同利用システムを構成する各サブシステムについて、原則として、年間を通じ24時間運用を行わなければならない。

4 運用管理機関は、利用機関の職員が政府統計共同利用システムの各機能を円滑に利用できるよう、必要な研修その他の支援を実施しなければならない。

5 運用管理機関は、独自の創意工夫及び経営努力を通じ、政府統計共同利用システムの運用管理に係る業務の効率化及び経費の低減に努めるものとする。

6 運用管理機関は、第4条の政府統計共同利用システムの利用料金等について、同システムのサービスに係る用途以外に使用してはならない。

7 運用管理機関は、政府統計共同利用システムの仕様書(要件定義書)、設計書及びソフトウェアプログラムを適正に管理しなければならない。

(利用機関の責務)

第10条 利用機関は、政府統計共同利用システムを利用するに当たっては、第7条第2項に定めるもののほか、前条第2項に基づき運用管理機関が定める規程類のうち利用機関に求める事項を遵守しなければならない。

2 利用機関が、法定受託事務又は業務委託として政府統計共同利用システムを地方公共団体等又は民間事業者を利用させる場合には、同システムの利用機関が遵守すべき事項を定めた情報セキュリティに係る規程等に従わせるよう、必要な措置を講じなければならない。

(総務省の責務)

第11条 総務省は、政府統計共同利用システムの適正かつ円滑な運用管理を図るため、運用管理機関との間で連絡・調整を密に行わなければならない。

2 総務省は、政府統計共同利用システムに係る重要な事項に関し、利用機関その他関係する機関等との間で総合的な調整に努めなければならない。

(システムの改修及び機能拡充)

第 12 条 運用管理機関は、各利用機関からの要望、情報通信技術の進展等の状況の変化等に対応するため、総務省と調整し、同システムの改修及び機能拡充を行うものとする。

2 前項の改修及び機能拡充を実施した場合には、総務省は、協議会に報告するものとする。

(利用機関固有の事情によるシステム対応等)

第 13 条 各利用機関固有の業務を遂行するために、政府統計共同利用システムの改修、機能拡充、各種設定の変更等の必要がある場合には、あらかじめ協議会の下で必要な調整を行うものとする。

2 前項の対応を行う場合に必要となる経費については、原則として、当該利用機関が負担するものとする。

(政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者の設置)

第 14 条 政府統計共同利用システムに係る各利用機関と運用管理機関との間の連絡・調整等を行うとともに、各利用機関内の連絡・調整等を行うため、各利用機関に「政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者」(以下「連絡担当者」という。)を置く。

2 連絡担当者は、正担当者及び副担当者各一名ずつとする。

3 各利用機関は、運用管理機関が別途定める方法により、連絡担当者の登録及び変更を行う。

(政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者会議の設置)

第 15 条 政府統計共同利用システムの運用管理に関し、利用機関と運用管理機関との間で円滑な連絡・調整等を行うとともに、同システムの利便性向上に資するため、「政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者会議」(以下「担当者会議」という。)を置く。

2 担当者会議の構成員は、各利用機関の正担当者及び運用管理機関の担当で構成する。

3 担当者会議の庶務は、総務省の協力を得て、運用管理機関において処理する。

4 前各項に掲げるもののほか、担当者会議の運営に関し必要な事項は、担当者会議において定める。